様式第十三の備考６中「補正をしなければならない。」の下に「特許法第17条の４の規定により訂正した明細書について補正をするときは、段落、文献、実施例、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの段落を削除するときは、「【○○○○】(削除)」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。」を加え、同様式の備考７中「補正をしなければならない。」の下に「特許法第17条の４の規定により訂正した特許請求の範囲について補正をするときは、請求項、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項○】(削除)」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。」を加え、同様式の備考８中「補正しなければならない。」の下に「特許法第17条の４の規定により訂正した図面について補正をするときは、図面に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの図面を削除するときは、「【図○】(削除)」のように記載し、全図を単位として補正をしなければならない。」を加える。

様式第二十二の備考３中「第23条第４項」を「第23条第２項」に改める。

様式第二十四及び様式第二十五を次のように改める。

様式第24及び様式第25　削除

様式第二十六の備考27中「第30条第１項」を「第30条第２項」に改め、「又は「特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願」」を削る。

様式第二十九の備考14中「付して記載する。」の下に「ただし、第50条の15第２項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。」を加え、同備考のホ中「付した見出しを付す。」の下に「ただし、第50条の15第２項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。」を加え、同様式の備考16中「記載してはならない。」の下に「ただし、第50条の15第２項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。」を加え、同様式の備考19を同様式の備考20とし、同様式の備考18の次に次のように加える。

19　第50条の15第２項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成する場合であつて、明細書の段落の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。

イ　いずれかの段落を削除するときは、「【○○○○】(削除)」のように記載する。

ロ　発明の詳細な説明を追加するときは、既に付されている段落番号に変更が生じないように記載する。

様式第二十九の二の備考14のハ中「他の請求項」の下に「の記載」を加え、同備考のニ中「以上の請求項」の下に「の記載」を加え、同備考のホ中「他の請求項」の下に「の記載」を加え、同様式の備考15中「記載してはならない。」の下に「ただし、第50条の15第２項において準用する第24条の４の規定により訂正した特許請求の範囲を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。」を加え、同備考を同様式の備考16とし、同様式の備考14の次に次のように加える。

15　第50条の15第２項において準用する第24条の４の規定により訂正した特許請求の範囲を作成する場合であつて、特許請求の範囲の請求項の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。

イ　いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項○】(削除)」のように記載する。

ロ　新たな請求項を追加するときは、第24条の３並びに特許法第36条第５項及び第６項に規定するところに従い、末尾の請求項に続けて記載する。

様式第三十の備考12の次に次のように加える。

13　第50条の15第２項において準用する第25条の規定により訂正した図面を作成する場合であつて、図の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。

イ　いずれかの図を削除するときは、「【図○】(削除)」のように記載する。

ロ　新たな図を追加するときは、各図ごとに連続番号を図の上に付し、末尾の図に続けて記載する。

様式第三十一の五中備考３を備考４とし、備考２の次に次のように加える。

３　特許法第36条の２第４項の規定により翻訳文を提出するときは、「【確認事項】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第36条の２第４項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

様式第三十一の八の次に次の一様式を加える。

様式第31の９（第25条の７、第38条の２関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【回復の理由】
【提出物件の目録】
〔備考〕

１　「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。

２　「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

３　第25条の７第６項及び第38条の２第４項の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

　【別紙】
　　特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
　　特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

４　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第４の備考４、様式第15の２の備考２、様式第26の備考９並びに様式第31の５の備考１と同様とする。